

令和3年3月8日
(4月1日一部修正)

経営事項審査の申請方法にかかる取扱いについて

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、建設業法における経営事項審査の申請方法にかかる取扱いを、一部変更していますので、お知らせします。

経営事項審査の申請受付について

○経営事項審査の申請（行政書士による代理を含む）

	受付方法	受審方法
申請を行う者が『三重県外』の地域の場合	※フェイス毎の申請方法の扱いについて、P4の【参考】を確認ください。	〔当日書面審査受付〕 ・持参された申請書及び提示書類により書面にて審査を進めます。 ※申請内容によっては従来どおりの対面審査を行うことがあります。
申請を行う者が『三重県内』の地域の場合		〔郵送による受付〕 ・郵送された申請書及び提示書類により書面にて審査を進めます。

※郵送による受付の場合も審査の予約は従来どおり必要です。

※審査は当日書面審査を基本としますが、申請内容によっては従来どおりの対面審査で実施することもあります。

- ・当日書面審査は会場受付にて、連絡先、受審業種数を申し出て頂いたうえで、全ての書類を提出して下さい。（受付後は連絡がとれる状態にて審査会場外でお待ち下さい。申請内容に関して連絡する場合がありますので、その際は速やかに対応をお願いします。）なお、審査終了後は伺った連絡先に連絡致しますので、受領に受付までお越しください。
- ・郵送受付による審査は、事前に管轄の建設事務所総務課担当者にご連絡のうえ、審査予約日の前日までに申請書類、提示書類及び返信用レターパックを、管轄する建設事務所総務課あて送付してください（必着のこと）。封筒の表面に、必ず日中に連絡がとれる電話番号をご記入下さい。

確認用として、提出する副本とは別に申請書類及び提示書類一式を複写してお手元に保

管下さい。なお、審査終了後には返信用レターパックで副本をお手元に送付します。
なお、郵送による受付の場合は、主たる事務所を管轄する建設事務所以外への提出は認められませんので、あらかじめご了承ください。

○提示書類について

当日書面審査及び郵送受付による審査の場合には、これまで当日審査会場にお持ちいただいていた持参書類（原本）に代えて、提示書類として確認資料（写し）の提出（できるだけ両面コピーとしてください）を求めます。（但し、コピー枚数が多い場合などの理由から従来どおり原本書類を持参頂くことでも差し支えないものとします。）

なお、許可申請書、決算変更届など、許可申請時等に提出済の書類については、郵送受付による場合は提示書類から除きます。

※提示書類については、各書類に番号を記した付箋を添付して頂くなど、審査の円滑な進行にご協力をお願いします。（付箋に記す番号は経営事項審査の手引きP9～P12の持参書類の番号（No.）を参考としてください。）

工事確認にかかる契約書、注文書・請書等については、**業種ごとに工事経歴書に記載順の上から3件分**（工事名を記載した工事のみで3件に満たない場合で、その他工事がある場合は、その他工事を含めます。）、工事名、契約額、工期、工事内容が確認できる部分のコピーを提出して下さい。（前年度未受審の場合は、2期分ないし3期分必要です。）

契約書、注文書・請書等の右上余白部分に、業種、工事経歴書記載順に番号を記入して下さい。（例、土木一式工事の場合：土ー1、土ー2）

○郵送による受付の場合の書類等の郵送について

信書便（レターパック（赤）や書留郵便など、確実に受け取り確認ができる方法により送付して下さい。）※レターパック（青）や普通郵便は不可。

表面に送付物「**経営事項審査申請書在中**」と朱書して下さい。

郵送料は申請者の負担となります。

郵便事故に関し、県は責任を負いかねますので、ご了承ください。

○郵送による受付の場合の申請手数料について

申請手数料は、受審業種数に応じた額面金額の県証紙を、収入証紙納付書様式に貼付して同封して下さい。県証紙は、指定金融機関の百五銀行等でお買い求め頂けます。

〔三重県収入証紙の販売場所一覧〕

<http://www.pref.mie.lg.jp/D1SUITO/39046033383.htm>

○審査について

審査については、当日書面審査、郵送受付による審査とも審査会場にて実施します。

補正等が必要な場合には、受審日に電話やファックス等にて連絡しますので、当日は連絡が取れるようにして頂き、速やかな対応をお願いします。連絡が取れず追加の書類が提出されない場合は審査内容にかかる不利益を被ることがありますので予めご了承下さい。

○郵送受付による審査の場合の申請書控えの返送について

審査が完了したあかつきには、受付印及び審査済印を押印した申請書の副本を返送します。返送先を記入した返信用のレターパック（赤）を同封して下さい。

○郵送受付による場合の郵送先

（主たる営業所を管轄する建設事務所の所在地に郵送して下さい。）

提出先	住所	電話番号
桑名建設事務所 総務課	〒511-8567 桑名市中央町5丁目71	0594-24-3661
四日市建設事務所 総務課	〒510-8511 四日市市新正4丁目21-5	059-352-0665
鈴鹿建設事務所 総務課	〒513-0809 鈴鹿市西条5丁目117	059-382-8680
津建設事務所 総務課	〒514-8567 津市桜橋3丁目446-34	059-223-5200
松阪建設事務所 総務課	〒515-0011 松阪市高町138	0598-50-0577
伊勢建設事務所 総務課	〒516-8566 伊勢市勢田町628-2	0596-27-5197
志摩建設事務所 総務課	〒517-0501 志摩市阿児町鶴方3098-9	0599-43-5125
伊賀建設事務所 総務課	〒518-8533 伊賀市四十九町2802	0595-24-8200
尾鷲建設事務所 総務課	〒519-3695 尾鷲市坂場西町1番1号	0597-23-3524
熊野建設事務所 総務課	〒519-4393 熊野市井戸町371	0597-89-6142

【参考】フェイズ毎の申請方法の扱いについて

○経営事項審査申請

(1) 緊急事態宣言若しくは県独自による宣言の期間

	受付方法	受審方法
申請を行う者が『三重県外』の地域の場合	原則、 郵送 による受付	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送された申請書及び提示書類により書面の確認にて審査を進めます。
申請を行う者が『三重県内』の地域の場合	当日書面審査受付 または 郵送 による受付	〔当日書面審査受付〕 <ul style="list-style-type: none"> ・持参された申請書及び提示書類により書面にて審査を進めます。 ※申請内容によっては従来どおりの対面審査を行うことがあります。 〔郵送による受付〕 <ul style="list-style-type: none"> ・郵送された申請書及び提示書類により書面にて審査を進めます。

(2) 緊急事態宣言等の解除後における警戒・注意期間

	受付方法	受審方法
申請を行う者が『三重県外』の地域の場合	当日書面審査受付 または 郵送 による受付	〔当日書面審査受付〕 <ul style="list-style-type: none"> ・持参された申請書及び提示書類により書面にて審査を進めます。 ※申請内容によっては従来どおりの対面審査を行うことがあります。 〔郵送による受付〕 <ul style="list-style-type: none"> ・郵送された申請書及び提示書類により書面にて審査を進めます。
申請を行う者が『三重県内』の地域の場合 ※三重県内、県外の地域での申請方法の区別はありません。		